

09年11月18日 臨時議会

市長の懲戒処分に対する討論

日本共産党 藤木くにあき

日本共産党の藤木くにあきでございます。

私は、議案第173号庄原市長の給料月額を減じる(1カ月分給料月額を10分の2ほど減額する)条例案は、水道事業管理者としての市長の管理監督責任の重大さを考えたとき、懲戒処分としては余りに軽すぎるという立場から、反対の討論をおこないます。

市職員の懲戒に関する条例によると、減給処分は、10分の1以下で、減給の期間は6カ月以下と定められ、停職処分については、6カ月以下と定められ、最も重い処分が懲戒免職処分となっています。

しかし、水道事業管理者としての市長の懲戒処分については、特段の定めはありません。

今回の市長の懲戒処分としての減給処分は、水道事業における一連の公金詐欺事件等に対する市長の管理監督責任を問うものです。

職員であった土居被告は、9月18日に懲戒免職処分となっており、また、旧東城町時代に業者からパソコン等を受け取っていた主任技師は、停職3カ月という重い処分を受けています。

それに対し、今回の公金詐欺事件等の土居被告の直接の上司で、4つの事件にかかる監督責任を問われた東城水道係長の懲戒処分が、減給10分の1、6カ月というのは、「当然の

チェック機能が働いていなければ起こりえなかった事件」と市長が答弁している案件だけに、余りに軽すぎるものだと言指せざるをえません。

私は、東城水道係長より数段重い管理監督責任がある水道事業管理者としての市長の懲戒処分が、余りに軽すぎる東城水道係長の懲戒処分より、さらに、軽いものであっては決してならないと考えます。

したがって、本条例案は否決するものとし、懲戒処分の内容を、より適切なものに訂正して、再提案されるようつよく求めるものです。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の討論といたします。